

入札制度の一部改正について（お知らせ）

建設工事の発注に係る入札契約制度について、下記のとおり改正することといたしましたので、お知らせします。なお、改正内容については平成 24 年度からの実施となりますが、契約保証金の実績免除制度にかかる対象金額の拡大については、平成 24 年 4 月 1 日以降の指名通知分からの適用となります。

1 制限付き一般競争入札の対象工事額の拡大について【建設工事】

制限付き一般競争入札により市が発注する建設工事の対象となる工事額（税込設計金額）を次のとおり拡大します。

(1) 土木一式工事	3 千 5 百万円以上	(現行 5 千万円以上)
(2) 建築一式工事	6 千万円以上	(現行 1 億円以上)
(3) 電気工事	3 千 5 百万円以上	(現行 5 千万円以上)
(4) 建築管工事	3 千 5 百万円以上	(現行 5 千万円以上)
(5) 水道管工事	3 千 5 百万円以上	(現行 5 千万円以上)
(6) その他の工事	3 千 5 百万円以上	(現行 5 千万円以上)

2 主観点の点数制限を参加資格要件に加えた制限付き一般競争入札の実施について【建設工事】

「上記 1」にて拡大した次の制限付き一般競争入札の価格帯において、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、建築管工事、水道管工事の 5 工種で主観点の点数制限を参加資格要件に加えた制限付き一般競争入札を実施します。

(1) 土木一式工事	3 千 5 百万円以上	5 千万円未満
(2) 建築一式工事	6 千万円以上	1 億円未満
(3) 電気工事	3 千 5 百万円以上	5 千万円未満
(4) 建築管工事	3 千 5 百万円以上	5 千万円未満
(5) 水道管工事	3 千 5 百万円以上	5 千万円未満

※その他の工事については、制限付き一般競争入札の参加資格要件に主観点の点数制限を設けません。

3 準市内業者の入札参加資格要件の変更について【建設工事】

佐世保市内に支店・営業所等を有する業者、いわゆる「準市内業者」にかかる制限付き一般競争入札への入札参加資格要件を変更し、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 準市内業者の区分について

次の【条件 1】及び【条件 2】をすべて満たす業者を「第 1 種準市内業者」、【条件 1】のみを満たす業者を「第 2 種準市内業者」と区分します。

【条件 1】

- ①市内支店・営業所等の職員数が土木工事にあつては 30 人以上、建築工事及びその他の工事にあつては 20 人以上であること。
- ②市内支店・営業所等において、契約締結権を有すること。
- ③市内支店・営業所等の職員数のうち半数以上が市内に在住していること。
- ④市内支店・営業所等に、土木工事にあつては土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者が 5 人以上、建築工事及びその他の工事にあつては当該工事業に係る監理技術者の資格を有する者が 3 人以上勤務していること。
- ⑤市内支店・営業所等を市内に開設後継続して 10 年以上経過していること。ただし、合併地域の当該支店・営業所等については、合併前の開設期間も含めるものとする。

【条件 2】

- ①市内支店・営業所等を市内に開設後継続して 20 年以上経過し、かつ本市に登録している支店・営業所等の所在地の事務所について、土地若しくは建物の不動産を所有していること。
- ②本市の主観点の対象となる「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」を締結している建設関係団体に所属し、大規模災害発生時に一定の役割を担う者であること。

(2) 入札参加対象工事の制限について

準市内業者の区分に応じた制限付き一般競争入札に参加できる対象工事を次のとおりとします。

○第 1 種準市内業者（【条件 1】及び【条件 2】をすべて満たす準市内業者）

- ・建築一式工事 工事額 1 億 5 千万円以上の工事
- ・土木一式工事及びその他の工事 工事額 1 億円以上の工事

○第 2 種準市内業者（【条件 1】のみを満たす準市内業者）

- ・建築一式工事 工事額 2 億円以上の工事
- ・土木一式工事及びその他の工事 工事額 1 億 5 千万円以上の工事

(3) 資格の認定について

上記入札参加資格要件を確認するにあたって、平成 24 年度の資格認定を行うことにいたしますので、参加をご希望される準市内業者の方におかれましては、別途お知らせします「準市内業者の入札参加資格要件の認定について」をご確認いただき、申請をお願いいたします。

※ 上記 1～3 の改正に伴う制限付き一般競争入札の参加対象工事の区分は、別表のとおりとなります。なお、工事の施工実績を求める入札案件については、この限りではありません。

4 契約保証金の実績免除制度の適用期間の延長及び対象金額の拡大について【建設工事】

現在実施している契約保証金の実績免除制度の適用期間及び対象金額を次のとおり変更します。

①適用期間

（現 行）平成 24 年 3 月 31 日まで → （改正後）平成 26 年 3 月 31 日まで（2 年間延長）

②対象金額

（現 行）当初契約金額 1,000 万円以下 → （改正後）当初契約金額 2,000 万円以下

5 総合点以外の格付け判断基準について【建設工事】

土木工事、建築工事のAランクの格付けの判断基準としている技術者要件について、次のとおり変更し、平成24年度格付けから反映します。

(現行) 経営事項審査の結果通知における当該工種の技術者(建設業法第15条第2号イに該当する者)が3名以上であること。

(改正後) 経営事項審査の結果通知における当該工種の技術者が3名以上であること。ただし、当該工種の技術者のうち建設業法第15条第2号イに該当する者は2名以上とする。

6 学校校舎の耐震(建築)工事における制限付き一般競争入札の暫定的な実施について【建設工事】

指名競争入札の対象となる学校校舎の耐震(建築)工事において、技術力確保の観点からその一部について、制限付き一般競争入札にて実施することとします。

7 主観点を考慮した指名競争入札の一部実施について【建設工事】

平成23年度同様、主観点が一定点数以上の者を指名選定対象とした案件を全体の発注件数等を考慮しながら、一部試行的に実施します。

以上

契約課(工事担当)

TEL : 0956-24-1111 (内線 3202~3204)

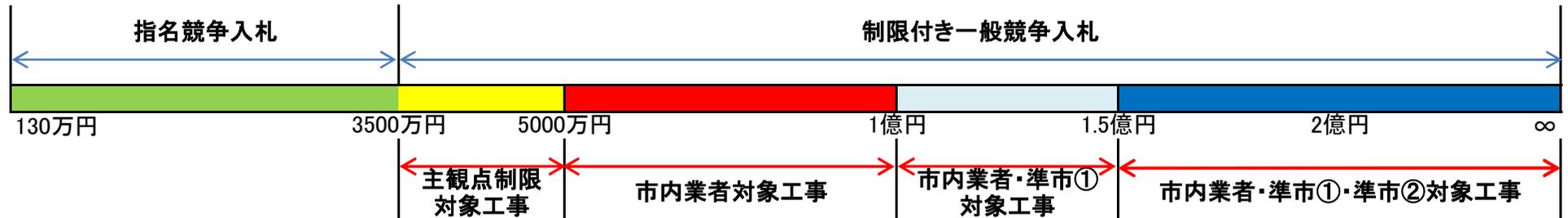
FAX : 0956-25-9624

E-mail : keiyak@city.sasebo.lg.jp

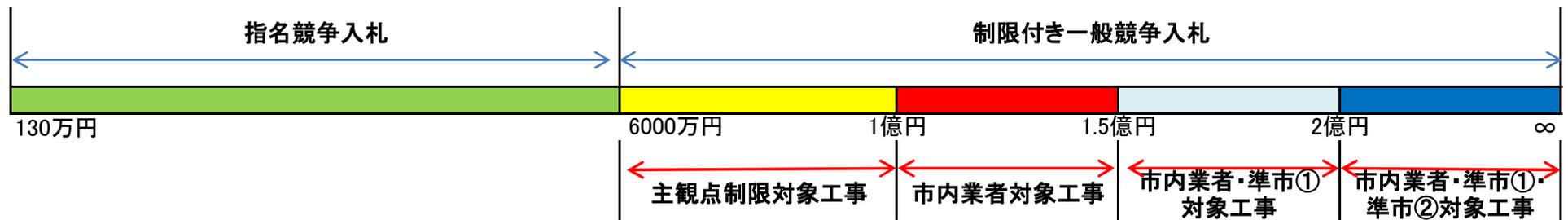
(別表)

制限付き一般競争入札の参加対象工事の区分

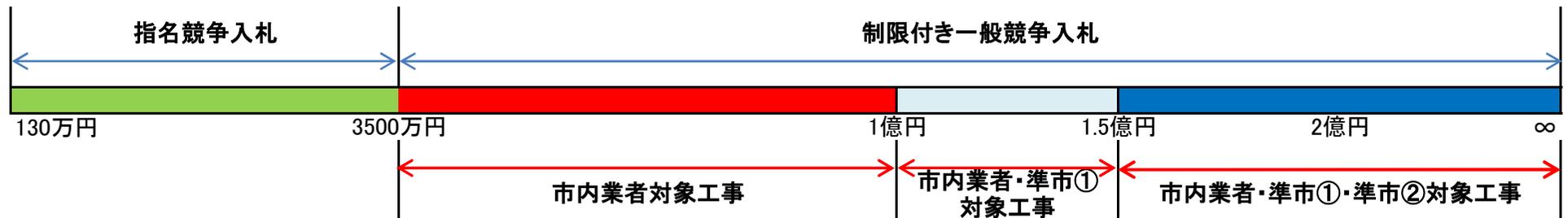
1 土木一式工事・電気工事・建築管工事・水道管工事



2 建築一式工事



3 その他の工事



※なお、工事の施工実績を求める入札案件については、この限りではありません。

※準市① ⇒ 「第1種準市内業者」
準市② ⇒ 「第2種準市内業者」